

第4次山形県環境計画の改定 (答申案)

令和7年3月

山形県環境審議会 環境計画管理部会

「第1章 総論」の「2 計画の性格と役割」中の表の一部を次のとおり改める。

なお、この改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

現行	改正後																
2 計画の性格と役割 (略) ○ なお、本計画は、下表のとおり、各法令に基づく計画としても位置付けます。 <table> <tr> <th>計画名</th><th>該当箇所</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）</td><td>第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の 2」「施策の柱 3」</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	計画名	該当箇所	(略)	(略)	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の 2」「施策の柱 3」	(略)	(略)	2 計画の性格と役割 (略) ○ なお、本計画は、下表のとおり、各法令に基づく計画としても位置付けます。 <table> <tr> <th>計画名</th><th>該当箇所</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編） <u>※同法第 21 条第 6 項に規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。</u></td><td>第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の 2」「施策の柱 3」</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	計画名	該当箇所	(略)	(略)	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編） <u>※同法第 21 条第 6 項に規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。</u>	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の 2」「施策の柱 3」	(略)	(略)
計画名	該当箇所																
(略)	(略)																
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の 2」「施策の柱 3」																
(略)	(略)																
計画名	該当箇所																
(略)	(略)																
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編） <u>※同法第 21 条第 6 項に規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。</u>	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の 2」「施策の柱 3」																
(略)	(略)																

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく
促進区域の設定に関する基準

令和●年●月

山形県

1 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の改正（2022（令和4）年4月施行）により、地方公共団体実行計画制度が拡充され、地域との合意を形成しながら、地域の環境保全や課題解決に貢献する再生可能エネルギーの導入を図る「地域脱炭素化促進事業」制度が創設されました。

改正法において、市町村は、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）などの地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされました。また、都道府県は、法施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、促進区域の設定に関する基準を定めることができるとされました。

本基準は、脱炭素社会の実現に向け、市町村が地域脱炭素化促進事業制度をより円滑に進められるよう、本県において法第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置付けている「第4次山形県環境計画」の別冊として、本県における促進区域の設定に関する基準を定めるものです。

2 基準の位置付け

本基準は、法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準として定めます。

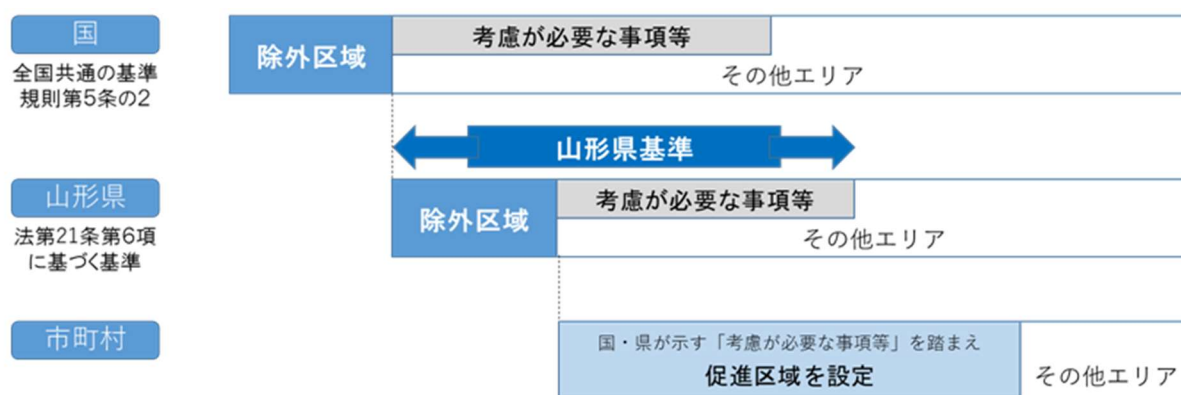


図 本基準の位置付け

3 基準の対象

本基準の対象となる地域脱炭素化促進事業における再生可能エネルギー発電施設の種別は、次のとおりとし、全ての規模の施設を対象とします（ただし太陽光発電施設については、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置されるものを除く）。

- ・太陽光発電施設
- ・風力発電施設
- ・水力発電施設
- ・地熱発電施設
- ・バイオマス発電施設

4 除外区域（促進区域に含めることが適切でないと認められる区域）

国が定める除外区域（規則第5条の2第1項第1号に規定する区域）は、表1のとおりです。

また、県が定める除外区域（規則第5条の4第2項第1号に規定する区域）は、表2のとおりです。

市町村は、これらの区域を促進区域として設定することはできません。

【表1】 国が定める除外区域（規則第5条の2第1項第1号）

分類	区域名	関係法令
・動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ・地域を特徴づける生態系への影響	原生自然環境保全地域 ※ 自然環境保全地域 ※	自然環境保全法
	国指定鳥獣保護区のうち 特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区のうち 管理地区 ※	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （種の保存法）
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園・国定公園のうち 特別保護地区 海域公園地区 ※ 第1種特別地域	自然公園法

※ 山形県内において指定がない地域・地区（令和7年3月時点）

【表 2】 県が定める除外区域（規則第 5 条の 4 第 2 項第 1 号）

分類	区域名	関係法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林	森林法
	河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法
	海岸保全区域	海岸法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	県指定鳥獣保護区のうち 特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域 県里山環境保全地域	山形県自然環境保全条例
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園・国定公園のうち 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	自然公園法
	県立自然公園のうち 第 1 種特別地域 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	山形県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	国宝・重要文化財、県・市町村が指定する有形文化財（建造物） 国・県・市町村が指定する史跡 名勝天然記念物	文化財保護法 山形県文化財保護条例 市町村が定める文化財保護条例
その他県が必要と判断するもの	農用地区域内の農地	農業振興地域の整備に関する法律 農地法
	地域森林計画対象森林（民有林）（太陽光発電設備のみ） 国有林の地域別の森林計画対象の森林（太陽光発電設備のみ）	森林法
	保護林	保護林設定管理要領

5 考慮対象事項（促進区域の設定に当たって考慮が必要な事項等）

規則第5条の4第2項第2号に基づき県が定める、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項等は、表3のとおりです。

市町村は、促進区域の設定に当たり、表3の「収集すべき情報」と「収集方法」に基づき必要な情報を収集し、「促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方」を踏まえて検討を行う必要があります。

また、設定した促進区域内で行われる事業について、上記の必要な情報及び表3の「環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方」を踏まえた必要な措置が講じられるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置付ける必要があります。

6 基準の見直し

この基準については、本県の自然的・社会的状況や県及び市町村の施策の実施状況等を勘案し、必要があると認められるときは、適宜見直しを行うものとします。

【表 3】 県が定める考慮対象事項（規則第 5 条の 4 第 2 項第 2 号）

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽 光	風 力	水 力	地 熱	バイ オマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
騒音による影響	○	○	—	○	○	・保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 ・住宅の分布状況 ・騒音に係る環境基準 ・騒音規制法・山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準	・環境アセスメントデータベース(以下、「EADAS」という。) ・関係機関が示す資料 ・住宅地図	・保全対象施設や住宅等への影響について考慮すること。 ・地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法・山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・発電設備やパワーコンディショナの設置場所について、保全対象施設や住宅からの十分な離隔距離の確保に配慮するとともに、必要に応じて防音壁を設置するなど適切な措置を講じること。 ・事業実施にあたっては必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な処置を講じること。
水の濁りによる影響 【水力発電設備の場合】 水の汚れ、富栄養化、溶存酸素量、水温による影響	○	○	○	○	○	・山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域の指定状況	・山形県 HP「山形県水資源保全条例について」	・水資源保全地域やその周辺の環境への影響について考慮すること。 ・事業区域に水資源保全地域が含まれる場合には、森林の水源涵養機能の維持や取水地点等の保全に影響を及ぼさないよう十分配慮した事業計画とすること。
						・取水施設の状況 ・河川等の公共用水域の水質状況 ・河川の漁業権の設定の状況 ・養殖場の設置状況 ・河川の利用状況(飲料水、農業用水等) ・藻場の分布状況	・EADAS ・公共用水域の水質等調査結果 ・総合支庁建設部への確認 ・関係機関が示す資料	・取水施設等の周辺における水の濁りへの影響について考慮すること。 ・事業に伴う汚水や廃液の公共用水域や地下水への浸透状況を把握するとともに、水質(溶存酸素量や水温等含む。)や取水・利水への影響が生じないよう、適切な濁水発生防止措置を講じること。また、影響を及ぼす恐れがある場合(自然由来の重金属等が土壌等に含まれる可能性が高い地域などを含む)は事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。 ・排水先の河川に漁業権が設定されていたり、養殖場が設置されていたり、飲料水、農業用水等へ使用されている場合には、適切な濁水発生防止措置を講じること。また、事業区域周辺に藻場が存在する場合は、影響を回避又は極力低減するよう適切な措置を講じること。

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
重要な地形及び地質への影響	○	○	○	○	○	・日本の地形レッドデータ	・EADAS	・学術上又は希少性の観点から重要である地形・地質が存在する地域への影響について考慮すること。 ・事業区域内に学術上又は希少性の観点から重要である地形・地質が含まれる場合は、その周辺の環境保全も含め、改変を避けた事業計画とすること。
土地の安定性への影響	○	○	○	○	○	・土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊） ・新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（土石流、急傾斜地の崩壊） ・雪崩危険箇所（国土交通省所管）	・山形県 HP「土砂災害警戒システム」 ・総合支庁建設部への確認	・災害による被害を受けるおそれがある区域であることに留意すること。 ・土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域（土石流）の上流域も含む）等や雪崩危険箇所において事業を予定する場合には、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されないよう適切な措置を講じること。
						・山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区） ・なだれ危険箇所（林野庁所管）	・東北森林管理局 ・山形県 HP「こちら防災やまがた！」 ・総合支庁森林整備課への確認	・災害による被害を受けるおそれがある区域であることに留意すること。 ・山地災害危険地区やなだれ危険箇所において事業を予定する場合には、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されないよう適切な措置を講じること。
						・災害危険区域	・山形県 HP「土砂災害警戒システム」 ・総合支庁建設部への確認	・災害による被害を受けるおそれがある区域であることに留意すること。 ・事業区域内に災害危険区域が含まれる場合には、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されないよう適切な措置を講じること。
						・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 ・既存盛土、切土の有無	・山形県 HP「盛土規制法に基づく規制について」 ・総合支庁建設部（本庁舎）への確認	・盛土、切土による土地の安定性への影響について考慮すること。 ・事業実施に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法に規定された一定規模以上の盛土や切土を行う場合には、周辺住民に対する工事内容の事前周知を行ったうえで、知事の許可を受ける等法令に従い必要な手続きを行うとともに、土砂等の崩壊等による災害の発生を防止するため、法令で定める基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止策を講じること。また事業完了後も、定期的に盛土や切土の変状の有無を確認するなど、適切に維持保全・管理すること。

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽 光	風 力	水 力	地 熱	バイ オマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
土地の安定性への影響	○	○	○	○	○	・津波災害警戒区域 ・高潮浸水想定区域 ・洪水浸水想定区域	・山形県 HP「こちら防災やまがた！」	・災害による被害を受けるおそれがある区域であることに留意すること。 ・事業区域内に津波災害警戒区域等が含まれる場合には、設備の浸水リスクがあることを考慮すること。
反射光による影響	○	—	—	—	—	・保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係機関が示す資料 ・住宅地図	・保全対象施設や住宅等への影響について考慮すること。 ・保全対象施設や住宅に反射光が差し込まないように、十分な離隔距離の確保、アレイの配置や向きの調整、植栽等を施すなど、影響が回避又は低減されるよう適切な措置を講じること。
風車の影による生活環境への影響	—	○	—	—	—	・保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係機関が示す資料 ・住宅地図	・保全対象施設や住宅等への影響について考慮すること。 ・保全対象施設や住宅に風車の影が長時間重ならないよう風車の配置を検討すること。
硫化水素による影響	—	—	—	○	—	・保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係機関が示す資料 ・住宅地図	・保全対象施設や住宅等への影響について考慮すること。 ・発電設備の設置場所について、保全対象施設や住宅からの十分な離隔距離の確保に配慮すること。 ・探査に係る掘削や発電施設等から発生する硫化水素、蒸気及びその他のガスによる生活環境への影響を検討し、必要に応じて回避または極力低減するよう適切な措置を講じること。
温泉への影響	—	—	—	○	—	・温泉の分布状況	・やまがたの温泉 ・温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係） ・管轄する保健所 ・学術調査、学術論文	・周辺の温泉地への影響について考慮すること。 ・周辺に温泉が含まれる場合は、温泉の生成機構と開発対象とされると地熱貯留層の関係を調査し、県みどり自然課と調整すること ・探査に係る掘削や発電施設等の設置による温泉湧出量の減少、泉温の低下、泥水による温泉の濁り等が発生しないよう検討し、必要に応じて適切な措置を講じること。

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽 光	風 力	水 力	地 熱	バイ オマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
大気質への影響	—	—	—	—	○	・保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 ・住宅の分布状況 ・大気汚染に係る環境基準 ・大気汚染防止法に基づく規制基準	・EADAS ・関係機関が示す資料 ・住宅地図	・保全対象施設や住宅等への影響について考慮すること。 ・地域の環境、大気汚染に係る環境基準、大気汚染防止法に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・発電設備の設置場所について、保全対象施設や住宅からの十分な離隔距離の確保に配慮すること。 ・施設の設置区域に応じた排出基準を下回るよう、排ガス処理施設等の設置や適正な維持管理体制の整備など適切な措置を講じること。
悪臭による影響	—	—	—	—	○	・保全対象施設(学校、病院等)の分布状況 ・住宅の分布状況 ・悪臭防止法に基づく規制基準	・EADAS ・関係機関が示す資料 ・住宅地図	・保全対象施設や住宅等への影響について考慮すること。 ・発電設備の設置場所について、保全対象施設や住宅からの十分な離隔距離の確保に配慮するとともに、必要に応じ脱臭装置を設置するなど適切な措置を講じること。 ・事業実施にあたっては必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な処置を講じること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	○	○	○	○	○	・鳥獣保護区 ・レッドデータブック・レッドリスト(環境省) ・山形県版レッドデータブック・レッドリスト	・山形県HP「鳥獣保護区等位置図」 ・EADAS ・環境省レッドデータブック・レッドリスト ・山形県版レッドデータブック・レッドリスト ・有識者等	・鳥獣保護区やその周辺の環境への影響について考慮すること。 ・事業区域内に鳥獣保護区(特別保護地区以外)が含まれる場合は、県みどり自然課と調整し、必要最小限とすること。 ・対象種の繁殖地、生息地やその周辺の環境への影響について考慮すること。 ・事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。 ・レッドリスト掲載種の繁殖地や生息地を原則として事業区域に含めないようにすること。

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽 光	風 力	水 力	地 熱	バイ オマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
動物の重 要な種及 び注目す べき生息 地への影 響	○	○	○	○	○	- 国内希少野生動物種の生息状況 - 国・県が指定する動物に関する天然記念物の存在の有無 - カモシカ保護地域	- 環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 - 山形県 HP「山形の宝 Navi」 - 関係機関が示す資料 - 有識者等	対象種の繁殖地、生息地やその周辺の環境への影響について考慮すること。
	—	○	—	—	—	- 重要な鳥類の生息地、集団飛来地 - 渡り鳥のルート	- EADAS - 風力発電に係るセンシティブマップ	- 対象種の生息地や渡り鳥のルートへの影響について考慮すること。 - 事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。 - 風車への衝突（バードストライク）や渡り鳥の移動ルートなどの行動阻害、土地改変に伴う生息環境への影響等に配慮すること。
植物の重 要な種及 び注目す べき生息 地への影 響	○	○	○	○	○	- 植生自然度の高い地域 - 特定植物群落 - 巨樹・巨木林	- EADAS - 環境省 HP 等	- 植生自然度 7～10 の地域への影響について考慮すること。 - 特定植物群落や巨樹・巨木林やその周辺の環境への影響について考慮すること。
						- レッドデータブック・レッドリスト（環境省） - 山形県版レッドデータブック・レッドリスト	- 環境省レッドデータブック・レッドリスト - 山形県版レッドデータブック・レッドリスト - 有識者等	- 対象種の繁殖地、生息地やその周辺の環境への影響について考慮すること。 - 事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。 - レッドリスト掲載種の繁殖地や生息地を原則として事業区域に含めないようにすること。

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽 光	風 力	水 力	地 熱	バイ オマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
植物の重 要な種及 び注目す べき生息 地への影 響	○	○	○	○	○	- 国内希少野生植物種の生息状況 - 国・県が指定する植物に関する天然記念物の存在の有無	- 環境省 HP「国内希少野生動植物種一覧」 - 山形県 HP「山形の宝 Navi」 - 関係機関が示す資料 - 有識者等	対象種の繁殖地、生息地やその周辺の環境への影響について考慮すること。
地域を特 徴づける 生態系へ の影響	○	○	○	○	○	自然再生の対象となる区域	- EADAS - 東北地方環境事務所 HP - 自然再生協議会に聴取	自然再生の対象となる区域やその周辺の環境への影響について考慮すること。
						- 重要里地里山 - 重要湿地	- EADAS - 東北地方環境事務所への確認	- 重要里地里山、重要湿地やその周辺の環境への影響について考慮すること。 - 事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。 - 配慮を必要とする動植物種への影響を極力回避した事業計画とすること。
主要な眺 望点及び 景観資源 並びに主 要な眺望 景観への 影響	○	○	○	○	○	- 国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 - 長距離自然歩道	- EADAS - 東北地方環境事務所への確認 - 県みどり自然課への確認	眺望点、長距離自然歩道からの景観への影響について考慮すること。
						国立/国定公園、県立自然公園区域の普通地域	- EADAS - 山形県 HP「自然公園の概要」	- 周辺景観への影響について考慮すること。 - 事業区域に当該区域が含まれる場合には、発電設備や付帯設備を周辺景観との調和に十分配慮した色彩とすること。

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽 光	風 力	水 力	地 熱	バイ オマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望 景観への 影響	○	○	○	○	○	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	各市町村景観担当課への確認	- 周辺景観への影響について考慮すること。 - 重点区域は原則として事業区域に含めないこととし、周辺景観と調和した事業計画とすること。
						重要文化的景観、文化的景観等の有無	- 文化庁 HP「文化的景観」 - 各市町村文化財担当課への確認 - 山形県 HP「山形の宝マップ」	- 周辺景観への影響について考慮すること。 - 重要文化的景観を事業区域に含めないようにすること。また、事業区域が重要文化的景観等に近接している場合には、景観への影響を確認し、指定・登録等文化財を損なうことがないようにすること。 - 過去に歴史、文化的に重要な経過を持つ土地の場合には、原則として事業区域に含めないようにすること。
						- 景観形成重点地域等の指定の有無 - 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の有無	- 山形県 HP「やまがたの景観」 - 各市町村景観担当課への確認	- 周辺景観への影響について考慮すること。 - 景観形成重点地域等は原則として事業区域に含めないこととし、事業を行う場合には、景観法、条例に基づく景観計画に定める「景観形成基準」を遵守すること。 - 景観重要建造物、景観重要樹木の指定がされている場所の周辺で事業を行う場合には、その周囲は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、違和感が生じないように施工方法を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。
						- 山形県景観条例に基づく眺望景観資産の指定の有無 - 景観ビューポイント	山形県 HP「やまがたの景観」、「やまがた景観物語」	- 周辺景観への影響について考慮すること。 - 眺望景観資産における視点場及び景観ビューポイントからの視対象となっている場所は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、違和感が生じないように施工方法を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。
主要な人と自然との 触れ合いの活動 の場への 影響	○	○	○	○	○	キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場	各市町村自然環境及び景観担当課への確認	- 当該区域への影響について考慮すること。 - 自然との触れ合いの活動の場の周辺は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、改変面積を可能な限り小さくし、眺望や景観に十分配慮した事業計画とすること。

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽 光	風 力	水 力	地 熱	バイ オマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
その他県 が必要と 判断する もの	○	○	○	○	○	・周知の埋蔵文化財包蔵地の登録状況	・山形県 HP「山形の宝マップ」 ・各市町村の遺跡地図情報	・埋蔵文化財包蔵地への影響について考慮すること。 ・事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合には、担当部局と事前に協議を実施し、必要な保護措置を講じること。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の近隣等において、未発見の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、当該区域外であっても事業計画の設定にあたっては担当部局の意見を聴取すること。
	一※	○	○	○	○	・地域森林計画対象森林（民有林）	・山形県 HP「地域森林計画について」 ・総合支庁森林整備課への確認 ・各市町村林務担当課への確認	・地域森林計画対象森林等の多面的機能やその周辺の環境への影響について考慮すること。 ※太陽光発電設備については、表2（除外区域）参照 ・森林の有する多面的機能の持続的発揮を阻害しないよう、森林法の林開発許可制度における許可要件や配慮事項を満たすことが確実であること。また、伐採や開発の区域が最小限であること。
						・国有林の地域別の森林計画対象の森林	・東北森林管理局への確認	・森林整備関係事業等の施行地である場合は、関係する例規や協定、契約書等を基に転用の制限期間や条件等を確認のうえ、必要に応じて事業区域から除くこと。
	○	○	○	○	○	・緑の回廊	・EADAS ・東北森林管理局への確認	・緑の回廊やその周辺の環境への影響について考慮すること。 ・東北森林管理局等と十分な協議・調整を図り、緑の回廊ごとに設定された評価項目に関する事項を方法書等に確実に反映する等、緑の回廊の機能保全や野生生物の生育・生息等に影響を及ぼさない十分配慮した事業計画とすること。
	○	○	○	○	○	・要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定の有無	・山形県 HP「土壌汚染対策法について」 ・中核市（山形市）環境関連部局への確認	・土地の形質変更について配慮が必要な区域であることに留意すること。 ・要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認し、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。 ・形質変更時要届出区域内においては、土地の形質の変更に着手する前に、環境省令の定めに従い届出等を行うこと。

考慮対象 事項	対象施設					収集すべき情報	収集方法	促進区域の設定に当たり考慮すべき考え方
	太陽 光	風 力	水 力	地 熱	バイ オマス			環境の保全への適切な配慮を確保するための考え方
その他県 が必要と 判断する もの	○	○	○	○	○	・甲種農地 ・第1種農地	・各市町村農政担 当課・農業委員 会への確認	・甲種農地は、促進区域に含めないようにす ること。 ・第1種農地は、原則促進区域に含めないよ うにすること。 ・ただし、第1種農地を促進区域に定める場 合は、農用地の集団化、農作業の効率化そ の他土地の農業上の効率的かつ総合的な利 用に支障を及ぼすことがないよう留意する こと。
	○	○	○	○	○	・農業経営基盤強化促 進法に基づく地域 計画区域内の農地 の有無	・各市町村農政担 当課への確認	・事業計画において、再エネ発電設備を整備 する区域（以下「施設整備区域」という。） に含まれる農用地が第1種農地でないこ と。ただし、再生利用困難な荒廃した農用 地や再生利用が可能な荒廃した農用地のう ち、今後耕作の目的に供される見込みがな いものほか、風力発電設備、小水力発電設 備及び附属設備の用に供する農用地につい ては、施設整備区域に含めることが可能で あること。 ・施設整備区域の設定にあたっては、農用地 の集団化、農作業の効率化その他土地の農 業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及 ぼすことがないよう留意するとともに、市 町村農政担当課及び農業委員会と十分に協 議・調整を図ること。
	○	○	○	○	○			・地域計画の達成に支障を及ぼさないよう考 慮すること。 ・地域計画の達成に支障を及ぼすことがない よう、市町村農政担当課及び農業委員会と 十分に協議・調整を図ること。